

## キュービクル式高圧受電設備推奨規約

昭和44年 8月12日 制定

昭和48年 4月 1日 改定

昭和55年 5月 1日 改定

昭和61年 5月28日 改定

平成 4年 5月 1日 改定

平成10年 5月 1日 改定

平成16年 4月26日 改定

平成23年 4月 1日 改定

平成25年 5月 1日 改定

令和 3年 2月26日 改定

令和 6年 8月29日 改定

(目的)

**第1条** この規約は、一般社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）が別に定める**キュービクル式高圧受電設備推奨基準**（以下「**推奨基準**」という。）に適合しているキュービクル式高圧受電設備（以下「キュービクル」という。）を推奨することによって、その普及を図り、もって自家用電気工作物の安全の確保と、電気事業者への事故波及の防止に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規約は、高圧で受電するキュービクルのうち、製造事業者（以下「製造者」という。）の申込みにより協会が審査、推奨するキュービクル及び製造者に適用する。

(推奨委員会及び推奨審査会の設置)

**第3条** 協会は、推奨の業務を行うため、この規約に推奨に係る条項を設け、協会にキュービクル式高圧受電設備推奨委員会（以下「推奨委員会」という。）を設置する。

2. 推奨委員会には、キュービクル式高圧受電設備推奨審査会（以下「推奨審査会」という。）を設置し、推奨委員会による審査前に、**推奨基準**への適合判定を行う。
3. 推奨委員会は、推奨審査会の審査により、**推奨基準**に適合していると判定されたキュービクルについて最終審査を行い推奨するか判定を行うほか、**キュービクル式高圧受電設備推奨規約**（以下「**推奨規約**」という。）の審議等を行う。
4. 推奨委員会及び推奨審査会（以下「推奨委員会等」という。）にはキュービクルを審査するため、別に定めるキュービクル式高圧受電設備に係る審査員要綱により審査員を登録する。

(委員会規程)

**第4条** 推奨委員会等の運営に必要な規程は、別に協会が定める。

(公平性)

**第5条** 協会は業務の運営にあたり、製造者の申込のすべてを公平に扱うものとする。

(支部)

**第6条** 協会の各支部（以下「支部」という。）は、製造者からの申込を受け付け、推奨審査会で審査するための各種手続きを行う。

(審査)

**第7条** 審査は、書類審査及び現場審査を、別に定める**キュービクル式高圧受電設備審査実施要領**により行う。

2. 現場審査については、別に定める**キュービクル式高圧受電設備推奨規約細則**（以下「**推奨規約細則**」という。）の現場審査の省略事項に適合する場合、全部又は一部を省略することができる。
3. 現場審査は、製造者の工場等において行う。
4. 最終審査において、**推奨基準**に適合しない軽微な事項があり承認されなかった場合、製造者の申込みにより再審査を行うことができる。
5. 審査の手続きの事項は、別に定める**推奨規約細則**による。

(推奨の種類)

**第8条** 推奨の種類は、形式推奨及び個別推奨とする。

2. 形式推奨は、別に定める**推奨規約細則**の区分ごとに推奨する。
3. 個別推奨は、別に定める**推奨規約細則**の個別推奨の対象に該当するキュービクルごとに推奨する。

(推奨の申込み)

**第9条** 推奨を受けようとする製造者は、**様式1**又は**様式2**による審査申込書3通に、審査に必要な書類を添え製造者の製造工場が立地している地域の支部に申込みを行う。

2. 審査に必要な書類は、別に定める**推奨規約細則**による。

注記1. 北海道支部及び沖縄支部管内の製造者は、協会本部（以下「本部」という。）に申込みを行う。

注記2. 個別推奨は、形式推奨を取得していなくても申込みできる。

(推奨書等の交付)

**第10条** 協会は、推奨委員会の最終審査に合格して推奨されたキュービクルについて、**様式4**による推奨書、**様式5**又は**様式6**による適合通知書のいずれかを支部を経て当該製造者に交付する。

(推奨銘板等の交付)

**第11条** 協会は、形式推奨を受けた製造者からの**様式7**による推奨銘板及び注意ラベル（以下「推奨銘板等」という。）の交付依頼を受けた時に、推奨銘板等を交付するものとする。

2. 協会は、個別推奨を受けた製造者に推奨銘板等を交付するものとする。

(推奨銘板等の貼付)

**第12条** 製造者は、推奨を受けたキュービクルに推奨銘板等を貼付するものとする。

2. 推奨銘板等及びその貼付方法は、別に定める**推奨規約細則**による。

(有効期限及び更新)

**第13条** 形式推奨を受けたキュービクルを製造できる有効期限は、5年間とする。

2. 製造者は、形式推奨を受けたキュービクルを更新することができる。
3. 更新の申込については、別に定める**推奨規約細則**による。

(製造者の推奨基準適合義務)

**第14条** 製造者は、推奨を受けたキュービクルを製造する場合、**推奨基準**に適合するようにしなければならない。

(品質管理)

**第15条** 製造者は、別に定める**キュービクル式高圧受電設備品質管理要綱**（以下「**品質管理要綱**」という。）を遵守して品質管理体制を確立し、品質管理記録・検査記録等を保管しなければならない。

2. **品質管理要綱**の遵守に係わる品質管理検査を別に定める**品質管理検査実施要領**により行い、その結果を推奨委員会に報告するものとする。

(キュービクル式非常電源専用受電設備認定機種取得製造者の取扱)

**第16条** 製造者が、キュービクル式非常電源専用受電設備形式認定及び個別認定を取得する場合又は既に取得している場合の特例は、以下のとおりとする。

- (1) 形式認定及び個別認定で行った試験結果については、形式推奨及び個別推奨を申込み場合においても有効とする。
- (2) 審査の手続き的事項については、別に定める**推奨規約細則**による。
- (3) 協会が別に定める**キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約**による品質管理検査を実施している場合、**推奨規約**による品質管理検査は省略することができる。

(出荷報告書)

**第17条** 製造者は、形式推奨を受けたキュービクルを出荷したときは、3か月以内に**様式8**による出荷報告書を、支部を経て本部に提出するものとする。

**注記** 北海道支部及び沖縄支部管内の製造者は、本部に直接提出するものとする。

(一部変更)

**第18条** 製造者が形式推奨を受けたキュービクルの主要機器・材料又は構造の一部を変更して製造する場合においては、一部変更申込（**様式3**）を行うこととする。ただし、**推奨規約細則第6条**により一部変更審査が不要と判断されたものについては、申込み不要とすることができる。

2. 前項の内容が推奨委員会等において、**推奨規約細則**及び**推奨基準**に適合していると判定された場合、製造者は一部変更したキュービクルを出荷することができる。この場合、変更する前の主要機器・材料又は構造で出荷することも製造者の選択によりできる。
3. 主要機器・材料又は構造の一部変更事項及び手続きについては、別に定める**推奨規約細則**による。

(手数料)

**第19条** 製造者は、**第7条**、**第9条**、**第11条**、**第13条**、**第15条**、**第16条**及び**第18条**に係わる手数料を、別に定める**キュービクル式高圧受電設備推奨関係手数料規程**による手数料と消費税相当額を納付しなければならない。

(事故責任の帰属)

**第20条** 推奨を受けたキュービクルについて、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(調査)

**第21条** 協会は、必要に応じ、製造者及び推奨したキュービクルに係わるものを調査することができる。

(改善指示)

**第22条** 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、当該製造者に対して改善指示を行うことができる。製造者は改善指示を受け、その指示された期間内に指示事項の改善をしなければならない。

(推奨の取り消し)

**第23条** 協会は、製造者が前条による改善指示に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、推奨を受けたキュービクル及び製造者の権利の取り消しを行うことができる。

(継承)

**第24条** 推奨を受けたキュービクルの製造者が、推奨に係わる事業の全部（又は一部）を譲渡し、又は相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（又は一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その推奨を受けたキュービクルの権利を継承できる。ただし、この場合、**第15条**に基づく品質管理検査を行うものとする。

(公告)

**第25条** 協会は、推奨書の交付又は推奨の取り消しを行ったときは、公告してその周知を図るものとする。

(監査)

**第26条** 協会は、推奨業務に係わる監査を別に定める**推奨業務監査要領**により行う。

(苦情措置等)

**第27条** 協会は、推奨の結果に対する不服及び推奨の業務に係わる苦情に対して適切な措置を図る。

2. 推奨の結果に対する不服及び推奨の業務に係わる苦情の申出内容により、協会は申出者に対して必要な関係書類の閲覧を認めるものとする。

(帳簿)

**第28条** 協会は、別に定める**帳簿の記載事項及び保存期間要領**により申込に係わる推奨業務の帳簿を保存する。

(その他)

**第29条** この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が推奨委員会に諮り変更又は定めることができる。